

# 公示催告手続及ビ仲裁手続ニ関スル法律(抄)

明治二十三年四月二十一日法律第二十九号

## 第一編 総則

第一条 別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外公示催告手続及ビ仲裁手続ニ関シテハ其性質ニ反セザル限り民事訴訟ニ関スル法令ノ規定ヲ準用ス

(略)

## 第八編 仲裁手続

### 〔仲裁契約の有効要件〕

第七百八十六条 一名又ハ数名ノ仲裁人ヲシテ争ノ判断ヲ為サシムル合意ハ当事者カ係争物ニ付キ和解ヲ為ス権利アル場合ニ限り其効力ヲ有ス

### 〔将来の争に関する仲裁契約の有効要件〕

第七百八十七条 将来ノ争ニ関スル仲裁契約ハ一定ノ権利関係及ヒ其関係ヨリ生スル争ニ関セサルトキハ其効力ヲ有セス

### 〔特約がない場合の仲裁人選定権〕

第七百八十八条 仲裁契約ニ仲裁人ノ選定ニ関スル定ナキトキハ当事者ハ各一名ノ仲裁人ヲ選定ス

### 〔当事者双方が仲裁人選定権を有する場合の選定通知・裁判所による選定〕

第七百八十九条 当事者ノ双方カ仲裁人ヲ選定スル権利ヲ有スルトキハ先ニ手続ヲ為ス一方ハ書面ヲ以テ相手方ニ其選定シタル仲裁人ヲ指示シ且七日ノ期間内ニ同一ノ手続ヲ為ス可キ旨ヲ催告ス可シ

右期間ヲ徒過シタルトキハ管轄裁判所ハ先ニ手続ヲ為ス一方ノ申立ニ因リ仲裁人ヲ選定ス

### 〔選定通知の効力〕

第七百九十条 当事者ノ一方ハ相手方ニ仲裁人選定ノ通知ヲ為シタル後ハ相手方ニ対シテ其選定ニ羈束セラル

#### 〔仲裁人の補充〕

第七百九十一条 仲裁契約ヲ以テ選定シタルニ非サル仲裁人カ死亡シ又ハ其他ノ理由ニ因リ欠缺シ又ハ其職務ノ引受若クハ施行ヲ拒ミタルトキハ其仲裁人ヲ選定シタル当事者ハ相手方ノ催告ニ因リ七日ノ期間内ニ他ノ仲裁人ヲ選定ス可シ此期間ヲ徒過シタルトキハ管轄裁判所ハ其催告ヲ為シタル者ノ申立ニ因リ仲裁人ヲ選定ス可シ

#### 〔仲裁人の忌避〕

第七百九十二条 当事者ハ裁判官ヲ忌避スル権利アルト同一ノ理由及ヒ条件ヲ以テ仲裁人ヲ忌避スルコトヲ得

此他仲裁契約ヲ以テ選定シタルニ非サル仲裁人カ其責務ノ履行ヲ不当ニ遅延スルトキハ亦之ヲ忌避スルコトヲ得

未成年者、成年被後見人、被保佐人及ヒ公権ノ剥奪又ハ停止中ノ者ハ之ヲ忌避スルコトヲ得

#### 〔仲裁契約の失効〕

第七百九十三条 仲裁契約ハ当事者ノ合意ヲ以テ左ノ場合ノ為メ予定ヲ為ササリシトキハ其効力ヲ失フ

第一 契約ニ於テ一定ノ人ヲ仲裁人ニ選定シ其仲裁人中ノ或ル人カ死亡シ又ハ其他ノ理由ニ因リ欠缺シ又ハ其職務ノ引受ヲ拒ミ又ハ仲裁人ノ取結ヒタル契約ヲ解キ又ハ其責務ノ履行ヲ不当ニ遅延シタルトキ

第二 仲裁人カ其意見ノ可否同数ナル旨ヲ当事者ニ通知シタルトキ

#### 〔仲裁手続〕

第七百九十四条 仲裁人ハ仲裁判断前ニ当事者ヲ審訊シ且必要トスル限りハ争ノ原因タル事件關係ヲ探知ス可シ

仲裁手続ニ付キ当事者ノ合意アラサル場合ニ於テハ其手続ハ仲裁人ノ意見ヲ以テ之ヲ定ム

#### 〔証人及び鑑定人の訊問〕

第七百九十五条 仲裁人ハ其面前ニ任意ニ出頭スル証人及ヒ鑑定人ヲ訊問スルコトヲ得

仲裁人ハ証人又ハ鑑定人ヲシテ宣誓ヲ為サシムル権ナシ

#### 〔仲裁手続に関する裁判所の協力〕

第七百九十六条 仲裁人ノ必要ト認ムル判断上ノ行為ニシテ仲裁人ノ為スコトヲ得サルモノハ当事者ノ申立ニ因リ管轄裁判所之ヲ為ス可シ但其申立ヲ相当ト認メタルトキニ限ル

証人又ハ鑑定人ニ供述ヲ命シタル裁判所ハ証拠ヲ述フルコト又ハ鑑定ヲ為スコトヲ拒ミタル場合ニ於テ必要ナル裁判ヲモ亦為ス権アリ

〔仲裁手続の違法と仲裁人の権限〕

第七百九十七条 仲裁人ハ当事者カ仲裁手続ヲ許ス可カラサルコトヲ主張スルトキ殊ニ法律上有効ナル仲裁契約ノ成立セサルコト、仲裁契約カ判断ス可キ争ニ関係セサルコト又ハ仲裁人カ其職務ヲ施行スル権ナキコトヲ主張スルトキト雖モ仲裁手続ヲ続行シ且仲裁判断ヲ為スコトヲ得

〔仲裁判断の評決〕

第七百九十八条 数名ノ仲裁人カ仲裁判断ヲ為スコトキハ過半数ヲ以テ其判断ヲ為スコシ但仲裁契約ニ別段ノ定アルトキハ此限ニ在ラス

〔仲裁判断の成立要件〕

第七百九十九条 仲裁判断ニハ其作リタル年月日ヲ記載シテ仲裁人之ニ署名捺印ス可シ仲裁人ノ署名捺印シタル判断ノ正本ハ之ヲ当事者ニ送達シ其原本ハ送達ノ証書ヲ添ヘテ管轄裁判所ニ之ヲ預ケ置ク可シ

〔仲裁判断の効力〕

第八百条 仲裁判断ハ当事者間ニ於テ確定シタル裁判所ノ判決ト同一ノ効力ヲ有ス

〔仲裁判断取消の訴〕

第八百一条 仲裁判断ノ取消ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ申立ツルコトヲ得

第一 仲裁手続ヲ許ス可カラサリシトキ

第二 仲裁判断カ法律上禁止ノ行為ヲ為スコキ旨ヲ当事者ニ言渡シタルトキ

第三 当事者カ仲裁手続ニ於テ法律ノ規定ニ従ヒ代理セラレサリシトキ

第四 仲裁手続ニ於テ当事者ヲ審訊セサリシトキ

第五 仲裁判断ニ理由ヲ付セサリシトキ

第六 民事訴訟法第三百三十八条第一項第四号乃至第八号ノ場合ニ於テ再審ノ訴ヲ許ス条件ノ存スルトキ

仲裁判断ノ取消ハ当事者カ別段ノ合意ヲ為シタルトキハ本条第四号及ヒ第五号ニ掲ケタル理由ニ因リ之ヲ為スコトヲ得ス

〔仲裁判断に基く強制執行〕

第八百二条 仲裁判断ニ因リ為ス強制執行ハ執行判決ヲ以テ其許スコキコトヲ言渡シタルトキニ限り之ヲ為スコトヲ得

右執行判決ハ仲裁判断ノ取消ヲ申立ツルコトヲ得ヘキ理由ノ存スルトキハ之ヲ為スコトヲ得ス

〔執行判決後の仲裁判断取消の訴〕

第八百三条 執行判決ヲ為シタル後ハ仲裁判断ノ取消ハ第八百一条第六号ニ掲ケタル理由ニ因リテノミ之ヲ申立ツルコトヲ得但当事者カ自己ノ過失ニ非スシテ前手続ニ於テ取消ノ理由ヲ主張スル能ハサリシコトヲ疏明シタルトキニ限ル

〔仲裁判断取消の訴の提起期間等〕

第八百四条 仲裁判断取消ノ訴ハ前条ノ場合ニ於テハ一个月ノ不変期間内ニ之ヲ起ス可シ右期間ハ当事者カ取消ノ理由ヲ知りタル日ヲ以テ始マル然レトモ執行判決ノ確定前ニハ始マラサルモノトス但執行判決ノ確定ト為リタル日ヨリ起算シテ五ヶ年ノ満了後ハ此訴ヲ起スコトヲ許サス仲裁判断ヲ取消ストキハ執行判決ノ取消ヲモ亦言渡ス可シ

〔仲裁手続に関する訴訟の管轄〕

第八百五条 仲裁人ヲ選定シ若クハ忌避スルコト、仲裁契約ノ消滅スルコト、仲裁手続ヲ許ス可カラサルコト、仲裁判断ヲ取消スコト又ハ執行判決ヲ為スコトヲ目的トスル訴ニ付テハ仲裁契約ニ指定シタル簡易裁判所又ハ地方裁判所之ヲ管轄シ其指定ナキトキハ請求ヲ裁判上主張スル場合ニ於テ管轄ヲ有ス可キ簡易裁判所又ハ地方裁判所之ヲ管轄ス  
前項ニ依リ管轄ヲ有スル裁判所数箇アルトキハ当事者又ハ仲裁人カ最初ニ関係セシメタル裁判所之ヲ管轄ス